

2013年 3月

お客様各位

中央労働金庫

## 東日本大震災被災者に対する緊急特別融資制度の取扱期間延長について

このたびの東日本大震災により被害を受けられた皆さまに衷心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

中央ろうきんでは、被災されたお客様への復興支援施策として、緊急特別融資制度を取扱い致しておりますが、下記のとおり、取扱期間を1年間延長することとなりましたので、ご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 取扱期間の延長

2014年3月末日申込受付分まで、取扱期間を延長致します。

#### 2. 印紙税の非課税措置

ご利用者が次のいずれかに該当する場合、印紙税の非課税措置の適用を受けられます。

- ①東日本大震災による被災者であることにつき、市町村長その他相当の機関から証明を受けた方。
- ②特定原子力損害（原子力事故による損害で原子力事業者が賠償すべき損害）を受けた方（東京電力から賠償を受けた方）。

#### 3. 印紙税の非課税措置適用の際の必要書類

非課税措置の適用を受ける場合は、通常が必要種類に加え、次のいずれかの書類をご提出していただきます。

- ①東日本大震災の被災者であることを証明する書類（原本）  
（自治体が発行した罹災証明書または被災証明書の原本 等）
- ②特定原子力損害を受けた者であることを明らかにする書類  
（東京電力に対する賠償金請求書の写し 等）

#### 4. 制度概要（無担保）

	概要
貸出対象者	「東日本大震災により被災した方」または「平成24年5月に発生した突風等により被災した方」のうち、当金庫の取引資格を満たす方
ご利用限度額	○ 500万円以内
ご融資期間	○ 最長10年
資金使途	○ 本人または三親等以内の親族の今回の震災にかかる復旧等に要する生活資金全般
金利タイプ・利率	○ 固定金利型：年0.8%
保証	(1) 保証機関：日本労働者信用基金協会 (2) 保証料率（上記金利に上乗せとなります） ① 団体会員の間接構成員の方：年0.4% ② ①以外の方：年0.8%
担保	○ 不要

## 5. 制度概要（有担保）

	概 要
貸 出 対 象 者	「東日本大震災により被災した方」または「平成24年5月に発生した突風等により被災した方」のうち、当金庫の取引資格を満たす方
ご 利 用 限 度 額	○ 5,000 万円以内
ご 融 資 期 間	○ 最長 35 年
資 金 使 途	○ 本人（もしくは親または子）の今回の震災にかかる復旧等に要する住宅関連資金等
金 利 引 下 げ 幅	○ ろうきん住宅ローン標準金利より 変動金利型 最大引下げ幅 年▲1.775% その他特約型 最大引下げ幅 年▲1.550% ※全期間引下げ型のみの取扱いとなります。
不動産取扱手数料	○ 免除
保 証	○ 保証機関：日本労働者信用基金協会 ※保証料は別途、お客様負担となります。
担 保	○ ご融資対象物件に第一順位の抵当権を設定させていただきます。

### ■全期間引下げ型のみの取扱い

	引 下 げ 条 件	全 期 間 引 下 げ 型	
		変 動 金 利	固定選択3・5・10・20年 上 限 設 定 10 年
	<b>個人引下げ項目の条件充足不要</b>		
<b>特 別 引 下 げ</b>	金庫所定書式による 「 <b>緊急特別融資制度利用 申告書</b> 」の提出 ※公的な罹災証明書の提出は不要	<b>▲1.625%</b>	<b>▲1.400%</b>
会 員 引 下 げ		<b>▲0.150%</b>	
最 大 引 下 げ 幅		<b>▲1.775%</b>	<b>▲1.550%</b>

団体会員とは中央労働金庫に出資いただいている以下の団体をいいます。  
 ①労働組合②国家公務員・地方公務員等の団体③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で事業年数が3年以上経過しているなど一定の条件を満たすもの  
 なお、対象とならない場合もありますので、詳しくは、〈中央ろうきん〉営業店までお問合わせください。

※実際のご融資金利は、お申込み時点の金利ではなく、お借入れ時点の金利が適用となります。  
 ※団体会員の構成員以外の方は、ご利用にあたって中央ろうきん友の会に入会すること、または当金庫の個人会員（最低出資金1,000円が必要）となるが必要な場合があります。  
 ※当金庫の他のローンのお借換えにはご利用いただけません。  
 ※審査の結果、ローン利用のご希望にそえない場合があります。  
 ※詳しくは、〈中央ろうきん〉営業店までお問合わせください。